

平成 25 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社 シーズメン
代表者名 取締役社長 青木 雅夫
(J A S D A Q ・ コード 3083)
問合せ先 経営管理部長 保住 光良
(TEL 03-5623-3781)

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 4 日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。また、同取締役会において、平成 25 年 5 月 24 日開催予定の第 24 期定時株主総会に下記 4. (2) のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、当社株式の分割を実施するとともに単元株制度を採用いたします。なお、本件株式分割及び単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 8 月 31 日(土) (但し、当日は株主名簿管理人休業日のため、実質上は平成 25 年 8 月 30 日(金)) を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- ① 株式分割前の発行済株式総数 9,750 株
- ② 今回の分割により増加する株式数 965,250 株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数 975,000 株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数 3,900,000 株

※上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 日程

基準日公告日	平成 25 年 8 月 15 日(木)
基準日	平成 25 年 8 月 31 日(土) ※実質的には平成 25 年 8 月 30 日(金)
効力発生日	平成 25 年 9 月 1 日(日)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 9 月 1 日(日)

※上記の単元株制度の採用にともない、平成 25 年 8 月 28 日(水)をもって大阪証券取引所における
売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 平成 25 年 4 月 4 日取締役会決議による変更内容

① 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用にともない、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定
に基づく取締役会決議により平成 25 年 9 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

- a. 株式分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更い
たします。
- b. 株式分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 7 条(単元株式数)を
新設いたします。
- c. 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰下げいたします。
- d. 現行定款第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日を定
めるため、附則第 1 条を新設いたします。

② 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>39,000</u> 株とす る。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,900,000</u> 株 とする。
(新設)	<u>第 7 条 (単元株式数)</u> <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 7 条～第 40 条 (記載省略)	第 8 条～第 41 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u> <u>第 1 条</u> <u>第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれ</u> <u>にともなう条数の繰下げの効力発生日は、</u> <u>平成 25 年 9 月 1 日とする。なお、本条は効</u> <u>力発生日をもって削除する。</u>

(2) 平成 25 年 5 月 24 日開催予定の第 24 期定時株主総会に付議する変更内容

① 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用にともない、当社の株主が有する単元未満株式の権利の内
容に関する規定を新設するため、上記「(1)平成 25 年 4 月 4 日取締役会決議による変更内容」によ
る変更後の定款の一部変更に関する議案を平成 25 年 5 月 24 日開催予定の第 24 期定時株主総会
に付議いたします。

- a. 単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条(単元未満株式についての権利)を新設いたします。
- b. 定款第 8 条以下の条数を各 1 条繰下げいたします。
- c. 第 8 条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条を変更いたします。

② 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

取締役会決議による変更後の定款	第 24 期定時株主総会に付議する定款変更案
(新設)	<u>第 8 条 (単元未満株式についての権利)</u> 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 41 条 (記載省略)	第 9 条～第 42 条 (現行どおり)
附 則 第 1 条 第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 9 月 1 日とする。なお、本条は効力発生日をもって削除する。	附 則 第 1 条 第 6 条の変更、第 7 条及び第 8 条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 9 月 1 日とする。なお、本条は効力発生日をもって削除する。

5. 新株予約権の付与株式数の調整

今回の株式分割実施に伴い、新株予約権の目的である株式の数を、平成 25 年 9 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

	新株予約権の目的である株式の数	
	調整前	調整後
第 1 回新株予約権 (平成 14 年 5 月 21 日定時株主総会決議)	3 株	300 株

以上